

【オプトレ!】店頭通貨バイナリーオプション取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
タイトル	<u>【オプトレ!】店頭通貨バイナリーオプション取引説明書 (契約締結前交付書面)</u>	店頭通貨バイナリーオプション取引説明書
前文	店頭通貨バイナリーオプション取引を行うにあたっては、 <u>本取引説明書</u> の内容を十分に読んでご理解ください。 店頭通貨バイナリーオプション取引は、金利や通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭通貨バイナリーオプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。 従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、 <u>本取引説明書</u> のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。	店頭通貨バイナリーオプション取引を行うにあたっては、 <u>本説明書</u> の内容を十分に読んでご理解ください。 店頭通貨バイナリーオプション取引は、金利や通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭通貨バイナリーオプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。 従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、 <u>本説明書</u> のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。
目次	(省略) 本取引説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 4 号に規定する店頭バイナリーオプション取引について説明します。 ※本取引説明書の内容を必ずご確認の上、万一記載内容に相違または疑義がある時は、遅滞なく YJFX!お客さまサービスセンターまで直接ご照会ください。	(省略) 本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 4 号に規定する店頭バイナリーオプション取引について説明します。 ※本取引説明書の内容を必ずご確認の上、万一記載内容に相違または疑義がある時は、遅滞なく YJFX!お客さまサービスセンターまで直接ご照会ください。
店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について	商 号：ワイジェイ FX 株式会社 登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号 金融商品取引業者 連絡先：0120-945-259 加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 店頭通貨バイナリーオプション取引は、期限のある取引であり、オプションの買い手であるお客さまが、取引時間内に購入したオプションを売却せ	商 号：ワイジェイ FX 株式会社 登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号 金融商品取引業者 連絡先：0120-945-259 加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 店頭通貨バイナリーオプション取引は、期限のある取引であり、オプションの買い手であるお客さまが、取引時間内に購入したオプションを売却せ

<p>ず、権利行使時点に予測が外れた場合には投資元本の全てを失うこととなる取引です。従って、取引をされるにあたっては、<u>店頭通貨バイナリーオプション取引約款</u>（以下「約款」といいます。）および本取引説明書を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ異議なく承諾していただく必要がございます。</p> <p>（省略）</p> <p>3. 取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合、ならびに<u>ワイジェイ FX 株式会社</u>（以下「当社」といいます。）<u>店頭外国為替証拠金取引</u>である外貨 ex 口座（以下、「外貨 ex 口座」といいます。）からのレート配信に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合に、取引の停止・中止等を行う場合があります。</p> <p>4. <u>店頭通貨バイナリーオプション取引</u>（以下「本取引」といいます。）では、<u>オプションの購入受付期間中</u>、当社が定める販売停止条件等に抵触した場合、（例：各回号にて定期的に計算される払い出し合計額が、当社の定める上限額を上回る可能性が高くなった場合）、受付停止となることがあります。</p> <p>（省略）</p> <p>11. <u>当社、カバー取引相手方またはお客さまの資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合は、預託金および、その他お客さまの資金の返還が困難になること</u>で、お客さまが損失を被るおそれがあります。</p> <p>（省略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>ず、権利行使時点に予測が外れた場合には投資元本の全てを失うこととなる取引です。従って、取引をされるにあたっては、<u>約款</u>および本取引説明書を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ異議なく承諾していただく必要がございます。</p> <p>（省略）</p> <p>3. 取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合、ならびに<u>当社店頭外国為替証拠金取引</u>である外貨 ex 口座（以下、「外貨 ex 口座」といいます。）からのレート配信に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合に、取引の停止・中止等を行う場合があります。</p> <p>4. <u>本取引では、オプションの購入受付期間中</u>、当社が定める販売停止条件等に抵触した場合、（例：各回号にて定期的に計算される払い出し合計額が、当社の定める上限額を上回る可能性が高くなった場合）、受付停止となることがあります。</p> <p>（省略）</p> <p>11. <u>当社またはお客さまの資金の預託先業務または財産の状況が悪化した場合は、預託金および、その他お客さまの資金の返還が困難になること</u>で、お客さまが損失を被るおそれがあります。</p> <p>（省略）</p> <p>13. <u>当社、カバー取引相手方またはお客さまの資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客さまの資金の返還が困難になること</u>で、お客さまが損失を被るおそれがあります。</p>
---	---

<p>店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクについての説明</p>	<p>店頭通貨バイナリーオプション取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客さまの判断と責任において口座開設手続きを行ってください。</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではありません。お客さまの投資目的、経験、知識、財産の状況等、さまざまな観点からお客さまご自身がお取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討していただくようお願いいたします。</p> <p>①店頭通貨バイナリーオプション取引の性質</p> <p>当社が提供する店頭通貨バイナリーオプション取引は店頭通貨デリバティブ取引です。従って、店頭通貨バイナリーオプション取引は相対取引（当社がお客さまの相手方となって行う取引）によって行われます。当社は、店頭通貨バイナリーオプション取引に関してお客さまの取引の相手方として行動することになり、当社とお客さまとの間の取引は、証券取引や取引所先物取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのため、金融商品取引所や商品取引所といった規制市場における保護を受けることはできません。従って、そのような性質から相対取引においては、契約の締結や取引の実行は、当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより高くなります。また、店頭通貨バイナリーオプション取引は、合理的な投資判断を行う場合、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。また、保有する資産や負債の為替変動リスクの減殺を目的として利用する場合、取引期間が最長 2 時間と比較的短期間であることから、必ずしも投資した金額に見合ったリスク回避の効果が期待できるとは限りません。店頭通貨バイナリーオプション取引を開始される前に、そのような取引の性質と下記に記載するリスクについてのご理解をお願いいたします。</p> <p>(省略)</p>	<p>店頭通貨バイナリーオプション取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客さまの判断と責任において口座開設手続きを行ってください。</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではありません。お客さまの投資目的、経験、知識、財産の状況等、さまざまな観点からお客さまご自身がお取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分にご検討していただくようお願いいたします。</p> <p>①店頭通貨バイナリーオプション取引の性質</p> <p>ワイジェイ FX 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する店頭通貨バイナリーオプション取引は店頭通貨デリバティブ取引です。従って、店頭通貨バイナリーオプション取引は相対取引（当社がお客さまの相手方となって行う取引）によって行われます。当社は、店頭通貨バイナリーオプション取引に関してお客さまのカウンターパーティー（取引の相手方）として行動することになり、当社とお客さまとの間の取引は、証券取引や取引所先物取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのため、金融商品取引所や商品取引所といった規制市場における保護を受けることはできません。従って、そのような性質から相対取引においては、契約の締結や取引の実行は、当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより高くなります。また、店頭通貨バイナリーオプション取引は、合理的な投資判断を行う場合、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。また、保有する資産や負債の為替変動リスクの減殺を目的として利用する場合、取引期間が最長 2 時間と比較的短期間であることから、必ずしも投資した金額に見合ったリスク回避の効果が期待できるとは限りません。店頭通貨バイナリーオプション取引を開始される前に、そのような取引の性質と下記に記載するリスクについてのご理解をお願いいたします。</p> <p>(省略)</p>
---	---	--

<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>1. 店頭通貨バイナリーオプション取引とは</p>	<p>店頭通貨バイナリーオプション取引とは、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、同項第4号に規定する将来の一定期日（または一定期間）に通貨の価値があらかじめ定められた特定の価格（または価格帯）になった場合に、一定の金銭を受け取ることのできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引をいいます。</p> <p>当社の店頭通貨バイナリーオプション取引では、この「<u>将来の一定期日（または一定の期間）</u>」を「<u>判定時間</u>」とし、「<u>特定の価格</u>」を「<u>権利行使価格（または権利行使価格帯）</u>」といいます。</p> <p><u>当社の店頭通貨バイナリーオプション取引サービス「オプトレ！」（以下「オプトレ！」といいます。）には、ラダーオプションとレンジオプションの2種類があります。</u></p> <p>【ラダーオプション】 判定時間における原資産価格が、はしご（ラダー）状に6本設定されている権利行使価格のうち、お客さまが選択された権利行使価格以上となる（バイナリーコールオプション）か、権利行使価格未満となる（バイナリープットオプション）かを予測するラダーバイナリーオプションのヨーロッパタイプの<u>バイナリーオプション取引</u>です。</p> <p>（省略）</p> <p>【レンジオプション】 判定時間における原資産価格が、はしご（ラダー）状に6本設定されている権利行使価格のうち、上下2つの権利行使価格（高値を上限価格、安値を下限価格といいます。）に挟まれた権利行使価格帯（レンジ）の下限価格以上かつ上限価格未満（バイナリーレンジインオプション）か、下限価格未満または上限価格以上（バイナリーレンジアウトオプション）かを予測するレンジバイナリーオプションのヨーロッパタイプの<u>バイナリーオプション取引</u>です。</p> <p>（省略）</p>	<p>店頭通貨バイナリーオプション取引とは、金融商品取引法第2条第22項に規定するオプション取引のうち、将来の一定期日（または一定期間）に通貨の価値があらかじめ定められた特定の価格（または価格帯）になった場合に、一定の金銭を受け取ることのできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引をいいます。</p> <p>当社の店頭通貨バイナリーオプション取引では、この「<u>将来の一定期日（または一定の期間）</u>」を「<u>判定時間</u>」とし、「<u>特定の価格</u>」を「<u>権利行使価格（または権利行使価格帯）</u>」といいます。</p> <p><u>当社の店頭通貨バイナリーオプション取引サービス「オプトレ！」（以下「オプトレ！」といいます。）とは、ラダーオプションとレンジオプションの2種類があります。</u></p> <p>【ラダーオプション】 判定時間における原資産価格が、はしご（ラダー）状に6本設定されている権利行使価格のうち、お客さまが選択された権利行使価格以上となる（バイナリーコールオプション）か、権利行使価格未満となる（バイナリープットオプション）かを予測するラダーバイナリーオプションのヨーロッパタイプの<u>バイナリーオプション取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭通貨デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引）</u>です。</p> <p>（省略）</p> <p>【レンジオプション】 判定時間における原資産価格が、はしご（ラダー）状に6本設定されている権利行使価格のうち、上下2つの権利行使価格（高値を上限価格、安値を下限価格といいます。）に挟まれた権利行使価格帯（レンジ）の下限価格以上かつ上限価格未満（バイナリーレンジインオプション）か、下限価格未満または上限価格以上（バイナリーレンジアウトオプション）かを予測するレンジバイナリーオプションのヨーロッパタイプの<u>バイナリーオプション取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭通貨デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引）</u>です。</p> <p>（省略）</p>
---	---	--

<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>2. 口座開設について</p>	<p>当社所定の方法にて、外国為替証拠金取引である外貨 ex 口座開設後、店頭通貨バイナリーオプション取引に関連した知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引が開始可能になります。なお、既に外貨 ex 口座をお持ちのお客さまは前述の知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引が開始可能です。</p> <p>お問い合わせ等は YJFX!お客さまサービスセンターでお受けいたします。</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。当社で店頭通貨バイナリーオプション取引口座を開設いただくにあたっては、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>①店頭通貨バイナリーオプション取引の<u>特徴、仕組み、リスクおよび取引条件等</u>について、<u>約款および本取引説明書</u>を十分に理解し、かつ、これらに異議なく承諾していただくこと。</p> <p>②当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご自身の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。 ●当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。 ●ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。 ●日本国内に居住する 20 歳以上の行為能力を有する個人であること。 ●<u>約款</u>に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 <p>(省略)</p>	<p>当社所定の方法にて、外国為替証拠金取引である外貨 ex 口座開設後、店頭通貨バイナリーオプション取引に関連した知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引が開始可能になります。なお、既に外貨 ex 口座をお持ちのお客さまは前述の知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引が開始可能です。</p> <p>お問い合わせ等は YJFX!お客さまサービスセンターでお受けいたします。</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。当社で店頭通貨バイナリーオプション取引口座を開設いただくにあたっては、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>①店頭通貨バイナリーオプション取引の<u>特徴、仕組みおよびリスク</u>、<u>ならびに本取引の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク等</u>について、<u>約款および本取引説明書</u>を十分に理解し、かつ、これらに異議なく承諾していただくこと。</p> <p>②当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご自身の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。 ●当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。 ●ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。 ●日本国内に居住する 20 歳以上の行為能力を有する個人であること。 ●<u>店頭通貨バイナリーオプション取引約款</u>に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 <p>(省略)</p>
---	---	---

	<p>(法人のお客さまの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。 ●商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。 ●取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること。また、取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。なお、当社所定の「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。 <ul style="list-style-type: none"> ・取引担当者は1口座につき1名。 ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。 ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。 ・日本国内に居住する20歳以上の行為能力を有する個人であること。 ・口座名義人である法人に籍があること。 ●取引担当者の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。 ●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。 ●法人の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。 ●<u>約款</u>に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 <p>(省略)</p>	<p>(法人のお客さまの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。 ●商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。 ●取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること。また、取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。なお、当社所定の「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。 <ul style="list-style-type: none"> ・取引担当者は1口座につき1名。 ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。 ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。 ・日本国内に居住する20歳以上の行為能力を有する個人であること。 ・口座名義人である法人に籍があること。 ●取引担当者の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。 ●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。 ●法人の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。 ●<u>店頭通貨バイナリーオプション取引約款</u>に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 <p>(省略)</p>
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>5. 取引時間、取引期間および回号</p>	<p>(省略)</p> <p>各回号において、取引可能期間中（取引開始から判定時間1分前まで）は、オプションの購入および購入したオプションの売却を行えます。 ※為替レートの急変、市場の流動性が乏しい等の状況によっては、各回号の開始時刻、判定時間、オプションの購入が不可能となる時間を変更する場合や、回号自体を中止する場合があります、その場合には、事前に取引画面にてお知らせするものとします。</p>	<p>(省略)</p> <p>各回号において、取引可能期間中（取引開始から判定時間1分前まで）は、オプションの購入および購入したオプションの売却を行えます。 ※為替レートの急変、市場の流動性が乏しい等の状況によっては、各回号の開始時刻、判定時間、オプションの購入が不可能となる時間を変更する場合や、回号自体を中止する場合があります、その場合には、事前に取引画面にてお知らせするものとします。</p>

	<p>※当社システムの機器等の瑕疵もしくは障害または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止することがございます。</p> <p>※なお、<u>当社は法令諸規則の新設・改廃、経済情勢または為替市場の状況等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。</u></p>	<p>※当社システムの機器等の瑕疵もしくは障害または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止することがございます。</p> <p>※なお、<u>当社は法律、政令、規則その他の法令の新設・改廃・経済情勢または為替市場の状況等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。</u></p>						
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>8. 原資産のレート</p>	<p>オプトレ！で提示される為替レートは、当社、店頭外国為替証拠金取引の外貨 ex 口座で提供される Bid レートと Ask レートの中間値 (MID レート) を基にして一定間隔のレートを提示しており、レートの桁数は下表のとおり表示します。</p> <table border="1" data-bbox="409 552 1191 895"> <thead> <tr> <th>通貨ペア</th> <th>レートの桁数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>USD/JPY (米ドル/円)、EUR/JPY (ユーロ/円)、AUD/JPY (豪ドル/円)、GBP/JPY (英ポンド/円)、NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)</td> <td>小数第 3 位 (小数第 4 位以下切り捨て)</td> </tr> <tr> <td>EUR/USD (ユーロ/米ドル)、GBP/USD (英ポンド/米ドル)、AUD/USD (豪ドル/米ドル)</td> <td>小数第 5 位 (小数第 6 位以下切り捨て)</td> </tr> </tbody> </table>	通貨ペア	レートの桁数	USD/JPY (米ドル/円)、EUR/JPY (ユーロ/円)、AUD/JPY (豪ドル/円)、GBP/JPY (英ポンド/円)、NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)	小数第 3 位 (小数第 4 位以下切り捨て)	EUR/USD (ユーロ/米ドル)、GBP/USD (英ポンド/米ドル)、AUD/USD (豪ドル/米ドル)	小数第 5 位 (小数第 6 位以下切り捨て)	<p>オプトレ！で提示される為替レートは、当社、店頭外国為替証拠金取引の外貨 ex 口座で提供される Bid レートと Ask レートの中間値 (MID レート) を基にして一定間隔のレートを提示しており、レートの桁数は<u>通貨ペア (USD/JPY (米ドル/円)、EUR/JPY (ユーロ/円)、AUD/JPY (豪ドル/円)、GBP/JPY (英ポンド/円)、NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)) については小数第 3 位 (小数第 4 位以下切り捨て)、通貨ペア (EUR/USD (ユーロ/米ドル)、GBP/USD (英ポンド/米ドル)、AUD/USD (豪ドル/米ドル)) は小数第 5 位 (小数第 6 位以下切り捨て) まで表示します。</u></p>
通貨ペア	レートの桁数							
USD/JPY (米ドル/円)、EUR/JPY (ユーロ/円)、AUD/JPY (豪ドル/円)、GBP/JPY (英ポンド/円)、NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)	小数第 3 位 (小数第 4 位以下切り捨て)							
EUR/USD (ユーロ/米ドル)、GBP/USD (英ポンド/米ドル)、AUD/USD (豪ドル/米ドル)	小数第 5 位 (小数第 6 位以下切り捨て)							
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>9. 取引数量と金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引単位および金額 (省略) ・購入可能口数および購入限度額、損失限度額 (省略) <ul style="list-style-type: none"> ※最大購入可能口数は、ラダーオプションおよびレンジオプションの合算となります。 ※お客さまはオプトレ！口座 (以下「本口座」といいます。) の開設および登録情報の変更の際に、「オプトレ！」への投資可能金額を、外貨 ex で設定された資産合計 (年収と金融資産の合計) を超えて設定しないものとします。 <p>(省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引単位および金額 (省略) ・購入可能口数および購入限度額、損失限度額 (省略) <ul style="list-style-type: none"> ※最大購入可能口数は、ラダーオプションおよびレンジオプションの合算となります。 ※お客さまは本口座の開設および登録情報の変更の際に、「オプトレ！」への投資可能金額を、外貨 ex で設定された資産合計 (年収と金融資産の合計) を超えて設定しないものとします。 <p>(省略)</p>						

<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>19. 取引代金の授受</p>	<p>取引代金の授受の時期については下記の通りです。</p> <p>(1) 購入時の代金 購入取引が成立した時点で、速やかに購入代金がお客さまの<u>本口座</u>の預託金残高から差し引かれます。</p> <p>(2) 売却時の代金 売却取引が成立した時点で、速やかに売却代金がお客さまの<u>オプトレ！口座</u>の預託金残高に入金反映されます。</p> <p>(3) ペイアウトの代金 判定時間となった時点で、条件を達成していれば当社システム判定後、順次ペイアウト代金がお客さまの<u>オプトレ！口座</u>の預託金残高に入金反映されます。</p>	<p>取引代金の授受の時期については下記の通りです。</p> <p>(1) 購入時の代金 購入取引が成立した時点で、速やかに購入代金がお客さまの<u>オプトレ！口座</u>の預託金残高から差し引かれます。</p> <p>(2) 売却時の代金 売却取引が成立した時点で、速やかに売却代金がお客さまの<u>オプトレ！口座</u>の預託金残高に入金反映されます。</p> <p>(3) ペイアウトの代金 判定時間となった時点で、条件を達成していれば当社システム判定後、順次ペイアウト代金がお客さまの<u>オプトレ！口座</u>の預託金残高に入金反映されます。</p>
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p>	<p><u>23. 取引停止の条件</u></p>	<p><u>23. 取引停止条件</u></p>
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>27. 資産の保全について（区分管理）</p>	<p>当社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客さまからお預かりしている口座の預託金については三井住友銀行およびみずほ信託銀行に預け、当社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。</p> <p>この信託保全によって、もし、当社に万が一の事態が発生した場合、</p> <p>(1) 三井住友銀行およびみずほ信託銀行から<u>社外の受益者代理人</u>へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還いたします。</p> <p>(2) <u>社外の受益者代理人</u>を通して、お客さまに実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。</p> <p>ただし、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。また、入金額については原則として営業日ごとに信託保全金額として顧客区分管理必要額を当社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から2営業日後に当該信託保全金額を信託いたします（三井住友銀行およびみずほ信託銀行は当該計算を行いません）。この時、外貨建て資産については、当社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。</p> <p>そのため、お客さまよりお預かりした時点から信託されるまで最大2営業日のタイムラグが生じますので、お預かりした時点の資産とお客</p>	<p>当社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客さまからお預かりしている口座の預託金については三井住友銀行およびみずほ信託銀行に預け、当社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。</p> <p>この信託保全によって、もし、当社に万が一の事態が発生した場合、</p> <p>(1) 三井住友銀行およびみずほ信託銀行から<u>受益者代理人</u>へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還いたします。</p> <p>(2) <u>受益者代理人</u>を通して、お客さまに実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。</p> <p>ただし、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。また、入金額については原則として営業日ごとに信託保全金額として顧客区分管理必要額を当社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から2営業日後に当該信託保全金額を信託いたします（三井住友銀行およびみずほ信託銀行は当該計算を行いません）。この時、外貨建て資産については、当社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。</p> <p>そのため、お客さまよりお預かりした時点から信託されるまで最大2営業日のタイムラグが生じますので、お預かりした時点の資産とお客</p>

	<p>さまに返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。ただし、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。また、当社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客さまからお預かりしている資産が当社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。</p> <p>当社に万が一の事態が起こった場合、<u>社外の受益者代理人</u>からお客さまに対してその時点の信託保全金額を上限としてお客さまに帰属すべき顧客区分管理必要額（当社がお客さまに返還すべき証拠金等の額）により案分された額の金銭を分配して返還いたしますが、返還の際、お客さまの個人情報を社外の受益者代理人および信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供することがございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、ワイジェイ FX 株式会社のお客さまの資産の返還を保証するものではなく、お客さまも三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対して直接返還を請求することはできません。</p> <p>また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行はワイジェイ FX 株式会社の運営、および<u>社外の受益者代理人</u>の運営および管理責任を一切負いません。</p>	<p>まに返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。ただし、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。また、当社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客さまからお預かりしている資産が当社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。</p> <p>当社に万が一の事態が起こった場合、<u>受益者代理人</u>からお客さまに対してその時点の信託保全金額を上限としてお客さまに帰属すべき顧客区分管理必要額（当社がお客さまに返還すべき証拠金等の額）により案分された額の金銭を分配して返還いたしますが、返還の際、お客さまの個人情報を受益者代理人および信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行に提供することがございます。信託先である三井住友銀行およびみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、ワイジェイ FX 株式会社のお客さまの資産の返還を保証するものではなく、お客さまも三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対して直接返還を請求することはできません。</p> <p>また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行はワイジェイ FX 株式会社の運営、および<u>受益者代理人</u>の運営および管理責任を一切負いません。</p>
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>28. 預託金の入金</p>	<p>オプトレ！口座への入金の外貨 ex 口座からオプトレ！口座への口座振替を行うことにより速やかに反映されます。</p> <p>なお、入金操作はオプトレ！取引画面からも<u>口座振替</u>が行えます。</p> <p>外貨 ex 口座から振替を行った場合、外貨 ex 口座の証拠金の残高が減少しますので、外貨 ex 口座の取引状況に影響が出る場合がございます。詳しくは、外貨 ex 口座への入金方法と合わせて、外貨 ex 取引説明書または当社ホームページをご確認ください。</p>	<p>オプトレ！口座への入金の外貨 ex 口座からオプトレ！口座への口座振替を行うことにより速やかに反映されます。</p> <p>なお、入金操作はオプトレ！取引画面からも<u>クイック入金</u>が行えます。</p> <p>外貨 ex 口座から振替を行った場合、外貨 ex 口座の証拠金の残高が減少しますので、外貨 ex 口座の取引状況に影響が出る場合がございます。詳しくは、外貨 ex 口座への入金方法と合わせて、外貨 ex 取引説明書または当社ホームページをご確認ください。</p>
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>36. 税金について</p>	<p><u>個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税2.1%（復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額、つまり益金の0.315%が追加的に課税されるものです。）、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越</u></p>	<p><u>年間に決済した取引の取引損益を通算して利益となった場合は、純利益（為替利益－経費）が課税対象になります。よって取引中の金額や入金した金額分ではございません。</u></p> <p>また、年間の取引の結果生じた利益は、個人の場合、通常は雑所得（事業所得に該当するものは除きます。）として申告分離課税の対象となり、他の雑所得の金額と合算することができます。</p> <p><u>最終的な雑所得等の合計額が年間で20万円を超えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方等、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告をしなくてはなりません。</u></p>

	<p>すことができます。法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかかる所得の計算上、益金の額に算入されます。当社は、お客さまの店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p>	<p>平成24年1月1日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、住民税が5%となります。</p> <p>なお、個人の場合、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間にわたり、復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた0.315%の付加税が追加的に課税されます。</p> <p>その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>※雑所得とは、年金や恩給等の公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の人を受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金のように、他の9種類の所得（利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得）のいずれにもあたらない所得をいいます。</p> <p>法人が行った店頭通貨バイナリーオプション取引で発生した益金は、法人税にかかわる所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>当社は、お客さまに店頭通貨バイナリーオプション取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>なお、詳細につきましては管轄の税務署へ照会するか、または国税庁タックスアンサー (http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm) へお問い合わせください。ようお願い申し上げます。</p>
<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて</p> <p>40. 本取引説明書の変更および同意方法</p>	<p>(省略)</p> <p>なお、当社は、かかる同意をいただいた後、お客さまのご要望に応じ、書面にて新たな本取引説明書を送付するものとします。</p> <p>当社とお客さまとの店頭通貨バイナリーオプション取引に関し、ご不明な点がございましたら、YJFX!お客さまサービスセンターまでご連絡ください。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>なお、当社は、かかる同意をいただいた後、お客さまのご要望に応じ、書面にて新たな店頭通貨バイナリーオプション取引説明書を送付するものとします。</p> <p>当社とお客さまとの店頭通貨バイナリーオプション取引に関し、ご不明な点がございましたら、YJFX!お客さまサービスセンターまでご連絡ください。</p> <p>(省略)</p>

<p>店頭通貨バイナリーオプション取引の手続きについて</p>	<p>お客さまが当社と店頭通貨バイナリーオプション取引を行う際の手続きの概要は、次の通りです。 <u>(以下に説明する手続きは、お客さまが既に外貨 ex 口座を開設されていることが前提となっています。)</u></p> <p>(1) <u>お取引開始まで</u></p> <p>a. <u>知識確認テストの実施</u> オプトレ!の取引を開始するに際し、オプションに関する知識を確認するため、<u>当社 Web 上でテストを行っていただきます。</u>このテストで一定基準を満たし、合格になった場合のみ取引が可能になります。一定の点数に満たなかった場合、当日中は取引を開始できません。翌日以降再度テストを受けていただきます。</p> <p>b. <u>本取引説明書の交付</u> 確認テスト合格後、<u>当社 Web 上より約款、本取引説明書が交付されますので、店頭通貨バイナリーオプション取引の概要やリスク等について十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨が記載された当社の定める様式による確認書をご提出ください。</u></p> <p>c. <u>店頭通貨バイナリーオプション取引口座の開設</u> お客さまの店頭通貨バイナリーオプションに関する取引経験や経験年数、取引に際しての最大損失額等の設定をご登録いただきます。</p> <p>d. <u>預託金の差し入れ</u> 取引の注文をする際には、事前に、当社外貨 ex 口座からの振替にて、当該取引に必要な預託金を差し入れていただきます。以上の手続きにより、オプションの新規購入が可能となります。</p> <p>(省略)</p>	<p>お客さまが当社と店頭通貨バイナリーオプション取引を行う際の手続きの概要は、次の通りです。 <u>(記載なし)</u></p> <p>(1) <u>取引の開始</u></p> <p>a. <u>知識確認テストの実施</u> オプトレ!の取引を開始するに際し、オプションに関する知識を確認するため、<u>テストを行っていただきます。</u>このテストで一定基準を満たし、合格になった場合のみ取引が可能になります。一定の点数に満たなかった場合、当日中は取引を開始できません。翌日以降再度テストを受けていただきます。</p> <p>b. <u>本取引説明書の交付を受ける</u> 確認テスト合格後、<u>当社から約款、本取引説明書が交付されますので、店頭通貨バイナリーオプション取引の概要やリスク等について十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨が記載された当社の定める様式による確認書をご覧ください。</u></p> <p>c. <u>店頭通貨バイナリーオプション取引口座の設定</u> お客さまの店頭通貨バイナリーオプションに関する取引経験や経験年数、取引に際しての最大損失額等の設定をご登録いただきます。</p> <p>d. <u>預託金の差し入れ</u> 取引の注文をする際には、事前に、当社外貨 ex 口座からの振替にて、当該取引に必要な預託金を差し入れていただきます。以上の手続きにより、オプションの新規購入が可能となります。</p> <p>(省略)</p>
---------------------------------	--	--

<p>店頭通貨バイナリーオプション取引行為に関する禁止行為</p>	<p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭通貨バイナリーオプション取引、または顧客のために店頭通貨バイナリーオプション取引の媒介、取り次ぎもしくは代理を行うこと（以下、「店頭通貨バイナリーオプション取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(省略)</p> <p>j) <u>本取引説明書の</u>交付に際し、<u>本取引説明書の</u>内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭通貨バイナリーオプション取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと</p> <p>(省略)</p>	<p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭通貨バイナリーオプション取引、または顧客のために店頭通貨バイナリーオプション取引の媒介、取り次ぎもしくは代理を行うこと（以下、「店頭通貨バイナリーオプション取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(省略)</p> <p>j) <u>本説明書の</u>交付に際し、<u>本説明書の</u>内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭通貨バイナリーオプション取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと</p> <p>(省略)</p>
<p>当社の概要について</p> <p>8 当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関</p>	<p><u>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</u> 電話：0120-64-5005 URL：http://www.finmac.or.jp/</p>	<p><u>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</u> 電話：0120-64-5005 URL：http://www.finmac.or.jp/</p>
<p>当社の概要について</p> <p>9 特定第一種金融商品取引業務以外の苦情処理措置および紛争解決措置</p>	<p><u>第二種金融商品取引業務および投資助言業に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</u> 電話：0120-64-5005 URL：http://www.finmac.or.jp/</p>	<p><u>第二種金融商品取引業務に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」</u> 電話：0120-64-5005 URL：http://www.finmac.or.jp/</p>

当社の概要について

10 沿革

年月	内容
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融先物取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
(省略)	(省略)

年月	内容
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
(省略)	(省略)